

議 案 第 5 9 号

新居浜市長の給料の特例に関する条例の制定について

新居浜市長の給料の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月12日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市長の給料の特例に関する条例

平成25年10月1日から同月31日までの間における市長の給料の月額は、新居浜市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年条例第22号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により支給することとなる額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、新居浜市特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）別表に掲げる額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

株式会社マイントピア別子従業員による売上金の着服事件を重く受け止め、行政責任を明確にし、市長の減給処分を行うため、本案を提出する。